

令和7年12月19日

件名 史跡上野国多胡郡正倉跡の追加指定について

国の文化審議会（会長 島谷 弘幸）は、令和7年12月19日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、本市所在の国指定史跡「上野国多胡郡正倉跡」の追加指定について文部科学大臣に答申しました。

上野国多胡郡正倉跡は古代多胡郡の正倉跡で、令和2年に国指定史跡に指定されています。今回、506.36 m²の追加指定について答申されました。この結果、今後行われる官報告示をもって正式な指定となります。

記

- 1 答申が行われる予定の本市所在の史跡名勝天然記念物
上野国多胡郡正倉跡（高崎市吉井町池545番4 外）
- 2 上記文化財の概要
別添資料のとおり

【本件に関する問い合わせ】

教育部文化財保護課

電話:027-321-1292

【史跡】上野国多胡郡正倉跡

(1) 指定名称

史跡 上野国多胡郡正倉跡（こうづけのくにたごぐんしょうそうあと）

(2) 指定履歴 史跡指定 令和2年 3月10日 文部科学省告示第17号

追加指定 令和3年10月11日 文部科学省告示第169号

追加指定 令和6年10月11日 文部科学省告示第146号

(3) 所在地 追加指定の代表地番 群馬県高崎市吉井町池545番4

既指定地の代表地番 群馬県高崎市吉井町池365番外

(4) 指定面積 既指定面積 33, 620. 75m²

追加指定面積 506. 36m²

合 計 34, 127. 11m²

(5) 所有関係 追加指定地：民有地

既指定地：民有地、市有地

(6) 概要

①追加指定の経緯

- これまでの調査結果をもとに所有者と高崎市教育委員会が協議を行い、同意を得ることができた部分について、令和7年8月に文部科学大臣あてに史跡の追加指定について手続きを行いました。

②立地

- 上野国多胡郡正倉跡は高崎市南部の鏑川右岸の河岸段丘上にあります。真北約350mには多胡郡建郡を記した特別史跡多胡碑があります。

③上野国多胡郡正倉跡の特徴

- 上野国多胡郡正倉跡は『続日本紀』や特別史跡多胡碑に記された多胡郡建郡の裏付けとなるなど、日本の古代史を解明する上で重要な遺跡です。
- 上野国多胡郡正倉跡は、8世紀前半に創建された倉庫の跡で、『続日本紀』や特別史跡多胡碑に記された多胡郡建郡の裏付けとなる遺跡です。日本の古代史を解き明かす上で重要な遺跡であることから、令和元年度に国の史跡として指定されました。

※参考：古代日本における地方の役所（郡家）は、政務を行う施設（郡庁）、税として納められた米などを保管する倉庫群（正倉）、役人の宿泊施設（館）、食事を供給する施設（厨家）などで構成されます。

④発掘調査結果

- 高崎市教育委員会では平成23年度から令和2年度までの発掘調査で、東西に長い梁行3間・桁行7間の大規模な総瓦葺の屋根構造を持つ礎石建物（法倉）が建てられていたこと、正倉院（倉庫群の範囲）は南北約210m、北辺の東西幅125m以上、南辺の東西幅170m以上で幅2～3mの正方位の規格性を持った区画溝で囲まれていることなどが明らかになっています。
- 今回追加指定する箇所は正倉院中央部の一部で、至近の古代の遺構検出面からは被熱粘土塊や炭化米が出土しており、周囲に正倉が分布していたとみられます。

(7) 写真



全景（南側から撮影）



多胡郡正倉跡と多胡碑の位置関係（写真中央奥の林が多胡碑記念館）（南側から撮影）

(8) 図面



史跡指定の対象範囲